広報水卷

発行所　滋賀県東浅井郡水卷町役場

発行人　大井田五十郎
編集人　馬場勝久

印刷所　山本印刷所
印刷人　山本清十郎

水卷中學校舍

プール等建設決る

生徒數約二千を有する水卷中學では、新校舍及び營造物條例によつて實現されていたが、去る十二月第七回臨時上程された職案は全員一致可決、建設についての主体となるべき委員會に関しては、協議會席上土木委員會を中心とし各委員會が協力してやることに決定された

他方同時上程審議された水卷中學プールについては、校場廳舍、公民館、中學等官公廳密集地の中心部に防火用水溝と併せて生徒の水泳練習プールとして建設することに決定された建設される新校舍は、西校現校舍

生れるか水卷高校

獨立問題教育委附託

水卷高校とは、縣立短實高等學校水卷分校を獨立させ、十三、生徒數一五五、實業科と工業科を設けているが、町立であり、且つ經費は人件費を除き全部町費負担で

同校は、新制中學卒業後、勞働基準法等により一時ブランクを有する者や、働く青少年達の爲に定時制高校として發足し、現在職員數三十三日　議會には水卷高等學校設置についての案が上程され、教育委員會附託となつた

議會

△職員團体の交渉に関する條例（原案可決）
△職員國体に関する職員の業務行政條例（原案可決）
△職員厚休の行う交渉に關する條例（原案可決）
△職員の服務の宣誓に関する條例（原案可決）
△水卷町契約條例、總務委員會星山の修正案を更に修正可決

第七回定例議會（七月十二日）
◎上程議案
△水卷町財産及び營造物條例設定について（總務委員會附託）
△水卷町印鑑條例設定について（總務委員會附託）
△水卷中學校舍建設について（原案可決）
△水卷中學校プール建設について（原案可決）
△寄附採納について（原案可決）
第七回定例議會第一體經會（七月三十日）
△水卷町財産及び營造物條例設定について（修正可決）
△水卷町印鑑條例設定について（修正可決）
△水卷町議會議員共濟會ゟ

第六回臨時議會第一回議經會（六月三十日）
◎上程議案
△職務に專念する職務の特例に関する條例（原案可決）

△職員厚休の交渉に関する條例（原案可決）
△職員國体に関する職員の業務行政條例（原案可決）
△職員厚休の行う交渉に關する條例（原案可決）
△職員の服務の宣誓に関する條例（原案可決）
△水卷町契約條例、總務委員會星山の修正案を更に修正可決

則設定について（修正可決）
△中學校建築積立金積立條例廢止について（原案可決）
△遠賀郡町村公平委員會規約設定について（原案可決）
△水卷高等學校設置について（教育委員會附託）
△監査報告（原案）

水卷町印鑑條例決る

三十日、議會では、前議會で總務委員會に附託した印鑑條例の修正案を可決した。本町には從來印鑑證明についての規定がなく、印鑑證明は本人にのみ交付すべき筈則も、曖々其過さねばならぬ事實があつたので上程修正可決されたものである

水卷町印鑑條例

第一條　印鑑の届出並びに其の證明を受けようとする者は、法令の定めあるものゝ外本條の定めるところによる

第二條　印鑑の届出（改印を含む。第三條、第四條第七條亦同じ）は本町に本籍を有し、若しくは寄留をした者又は本町に在る法人、若しくは其の代表社員に限り之を受理する

第三條　左の各號の一に該當する印鑑の届出は受理しない

一、法人の印鑑を除く外直經三寸を超えるもの

二、ゴム印

三、印影明瞭でないもの

四、其の他不適當と認むるもの

第四條　印鑑の届出をしようとする者は、印鑑持參の上本人自ら役場に出頭して届書を提出しなければならない。但し正當の事由によつて本人出頭することができないときは其の理由を届記して本人署名捺印し、これに本町役場に印鑑の届出をした成年者の保證を經た書面を添付して、代人又は郵便で届出ることが出來る

㊁　届出人が本人であるか否か確認し難い物合は、人違いなきことを本人に立證せしめることができる

㊂　第一項但書の場合町長は必要ありと認むるときは保證をなす者を指定することが出來る

㊃　町長は前各項により届出を受理したときは、町の印鑑簿に印鑑を押捺しなければならない

第五條　届出の印鑑は一人一個に限る

第六條　印鑑の證明を受けようとする者は自ら役場に出頭して口答で願出なければならない。但し正當の事由によつて、願出人が自ら出頭することができないときは、本町役場に印鑑の届出をした成年者による保證人連署の出頭不能理由書、並びに委任狀を以つて、成年の代理人により願出することができる

㊄　届出人が本人であるか否か確認し難い場合、並びに町長において必要と認むるときは、第四條第二項及び第三項を適用する

第七條　法人若しくは其の代表社員にして印鑑の届出又は證明を受けようとするときは第四條及び第六條に準じて其の手續をしなければならない

第八條　印鑑届をした者が本籍、又は寄留地、若しくは氏名を変更したときは速かに其の旨を届出なければならない

㊀　本町に本籍又は寄留地を有しないようになつたとき、若しくは、死亡した者の印鑑は、其の年月日及び事由を記して抹消する

附　則

この條例は公布の日から施行する

この條例施行前印鑑の届出をした者は本條例により届出をしたものと看做す

農業委員顔ぶれ

七月廿日決定した水卷町農業委員の氏名は次の通りである

大場瑞九郎（無）農業
瓜生規短夫　〃
峯浦　甚　〃
吉田　篤　〃
入江計太郎　〃
江藤　英敏　〃
江藤　忍　〃
飯田　一奥　〃
荒田　榮　〃
小田　平　〃
田田　久雄　〃
永沼　一朋　〃
福田　金雄　〃
福田　敬雄　〃
入江　七郎　〃

（無投票當選届出順）

水卷町契約條例（其一）

第一條　買賣、貸借、請負其の他の契約を爲す場合は法令其の他別に定めがある場合を除く外この條例の定めるところによる

第二條　第三條及び第四條の規定による場合を除き契約はすべて一般競爭入札に付さなければならない

第三條　左に掲げる場合には隨意契約によることができる

一、契約の性質又は目的が競爭を許さないとき

二、急施を要し競爭入札に付する暇がないとき

三、國、公共團体又は公益團体と契約をなすとき

四、契約を結んだ後これと関連して追加契約をなすことが利益であると認められるとき

五、見積價格が十万円を超えない財産又は物件の賣却をなすとき

六、豫定價格が三十万円を超えない物件の買入れをなすとき

七、豫定賃貸料の年額又は總額が十万円を超えない財産又は物件の貸與をなすとき

八、豫定賃借料の年額又は總額が二十万円を超えない物件の借入をなすとき

九、豫定價格が三十万円を超えない工事其の他の請負をさせるとき

十、財産又は物件の買入、賃借及び工事其の他の請負以外の契約でその豫定價格が二十万円を超えないとき

十一、農業、學術又は技術の保護奬勵のためこれに必要な財産の賣却若しくは貸付をなすとき又は生産者から直接その生産物件の買入れをなすとき

十二、一定價格により同時に多數の者から買入れをなすとき

十三、特定人の外他に求め難い物件の買入れ又は工事の請負をなすとき

十四、競爭入札に付することを不利又は不適當と認めるとき

第四條　左に掲げる場合には三名以上を指名し競爭入札に付する事ができる

一、急施を要し一般競爭入札に付する暇がないとき

二、一般競爭入札に付するも入札人又は落札人がないとき

三、見積價格が百万円を超えない財産又は物件の賣却をなすとき

四、豫定價格が二百万円を超えない物件の買入れをなすとき

五、豫定賃貸料の年額又は總額が三十万円を超えない財産又は物件の賃付をなすとき

六、豫定賃借料の年額又は總額が百万円を超えない物件の借入れをなすとき

七、豫定價格が八百万円を超えない工事その他の請負をさせるとき

八、物件の賣買、財産の賃借又は工事その他の請負以外の契約でその豫定價格が五十万円を超えないとき

九、特に指名競爭入札に付する必要があると認めるとき又は一般競爭入札に付するを不利又は不適當と認めるとき

2、前條の規定により隨意契約によることができる場合においても指名競爭入札に付することを妨げない

（以下次號）

論說

大衆と群衆

かの戰時中に、我々の不屈な鋼精心？を揚める爲に「民族」という言葉がよく用いられた。誰かが「世界は二つある。自己の世界、自己を含む世界」といつたようだが「民族」とは後者の世界であるかも知れない。だが、往々にして「民族」なる世界は、實は自己を含んでいなかつたことを我々は気付いた筈だ。我々は自分の意志を、それより大きい意志に合流させるというより、むしろ自己の意志の存在を知覺せず何者がその根底であるとも知れぬ大きな意志のみのために形い起つたのである。大衆とは自己の世界と不調和である筈はない

我々は再び言葉に酔いしれ、國から疎落して苦しい日々を忍びつゝ生きる我々がすべてを代償にしても惜なく捧げ得た唯一無二の「智慧」であることを知りたい

言われる「群衆心理」なるものが、誤られて大衆の意志と見られる、されば我々に寄ゆる「時」を與えよ。じつくりと思考し、落ち着いた判斷を下すとき、初めて民主的な多數決制が貌ろうか。言いならされた我々の「政治」という言葉を再び、深くかみしめるべきではあるまいか

はならない。だが陶酔しやすい我が民族は、この金鮮を見つむることに該慰を感じて個人の意志を政治の上にもたな大意志を政治の上にもたらそうとしてはいまいか。自己を含む世界なのである

「大衆」という言葉を用いることが、大衆の爲に斗つている證據ではない。大衆の爲に、己れも犠牲することが尊ではない。大衆とは「一」であることを知りたい

言葉の「群衆心理」なるものが、誤られて大衆の意志と見られる、されば我々に寄ゆる「時」を與えよ。じつくりと思考し、落ち着いた判斷を下すとき、初めて民主的な多數決制が貌ろうか。言いならされた我々の「政治」という言葉を再び、深くかみしめるべきではあるまいか

個々の適正な判斷が議員によつて代表され、我々の町政が現在より更に民意を映して動られるならば、我が町の發展はとゞまることなくいや増える筈である

町政が民意の上に立つていないということでなく、町政の上に現すべき民意を我々が確實に把握していないことを反省すべきではなかろうか。言いならされた我々の「政治」という言葉を再び、深くかみしめるべきである

個人でも資金をかれる 資金融通法

政府は農林水産業の振興を計るため、去る三月三十一日農林漁業資金融通法を公布し、翌四月一日よりこれを施行した。此の法律の規定に依つて融資を受け得る事業の範圍は極めて廣汎であるが本町に於いて該當のありそうなものについてその概略を述べて見よう。先ず灌漑排水施設、農道、牧道等農地又は牧野の保全、又は補修、整理、区劃整理

開田、開畑、埋立、干拓其の他農地、牧野の改良または保全のため必要な事業及びこれ等の災害復舊事業となつている。次に農林漁業者の共同利用に供する施設の造成復舊の事業についても融資を受け得る事になつている。資金を借り受け出來るものは主として農業協同組合土地改良区水利組合その他農業者の組織する任意組合等の團体であるが、

個人も借り受け得る途が開かれている、貸付けの條件は非常の種類によつて一様ではなく内容が複雑であるので個々について述べる事は省略し利率、償還、期限据置期間等その概要を記するに止める。先ず利率は最低四分五厘、最高八分、償還期限は十五年より二十年据置期間は一年より五年となつている。又原則として担保を提供せねばならぬ事になつているが担保を提出する事が著しく困難と認められる場合は免除される。以上の如く農林水産関係者に對する融資の道が開かれたので、之が活用が農業恐荒打開の一助となるものと思われる

赤痢患者續出

番さについて町内各地に赤痢が續出している
當局では先に各家庭にパンフレットを配布、傳染病豫防への関心をたかめるべく努力していたが、少くとも次の諸点に注意したい
一、食事の前に手を洗う
二、生水や飲食物への注意
三、冷え
四、學童の水泳時の注意
なお現在の赤痢發生狀況は次の通りである

片山区　赤痢四名
内一名疫痢
吉田区　赤痢五名
内一名疫痢
麻口区　疫痢一名
高尾区　疫痢一名
古賀区　疫痢四名
吉田　赤疫二名
内一名疫痢
頃末　赤痢三名
伊佐座　赤痢一名
計二十一名
内死亡二名

助役收入役退職

去る昭和二十二年より、水巻町助役として就任した藤井義夫氏、及び同收入役永沼武雄氏は七月二十八日附任期滿了のため退職されたなお收入役の後任決定まで當分の間は收入役の故障あるときの職務代理者水巻町主事武尾友敏氏が事務をとる

水巻と文化

水巻に誕生した公民館發行の文藝誌「蟻塚」の創刊號に提唱として「育てる者がいない赤ん坊は枯死する。この赤ん坊をたくましき成人に育てる者こそ、水巻町文化人であらねばならない」および文化を育てる者は文化人である」と言つてあつたが、我が水巻に於いてはびつたりくる言葉である

昇廻するところ、水巻には各方面に案外な程すぐれた「文化人」がいるようである何かにつけてそれがちよつぴりほのめいて感じられるのは、安心と頼もさを師時に感じさせる

「文化を育てる者は文化人である」という斷言が示すように愛護され助長されるフンイキがなければ、個々の努力ではなかなかにこの大業は聽かれにくいものである。つい「水巻の文化水準は低い」と言われても内心に力みかえるだけで郷土を愛むくらいに止まらざるを得まい。文化への関心ということからその人の、文化人の関心が我が郷土の文化をたかめ、やがてそのフクイたる薫風を浴びる結果をもたらすのである

文化ということの定義や利益をくど〳〵と述べる勞をはぶくとして我々が最も切望することは、現在ようやく「結集」によつて存在を固め、進路を見出そうとして、よた〳〵と歩きつゝある我が町の文化グループを町民すべてが親ともなつて後援し、平和の職士たる彼等に深い愛護の手を差しのべその集團に舞び込み、共々に町文化を打建てたいということに外ならない

が進歩するように、我々個人の文化への関心が我が郷土の文化をたかめ、やがてそのフクイたる薫風を浴びる結果をもたちすのである

文化ということの定義や利益をくど〳〵と述べる勞をはぶくとして我々が最も切望することは、現在ようやく「結集」によつて存在を固め、進路を見出そうとして、よた〳〵と歩きつゝある我が町の文化グループを町民すべてが親ともなつて後援し、平和の職士たる彼等に深い愛護の手を差しのべその集團に舞び込み、共々に町文化を打建てたいということに外ならない

自治警廢止も可能 警察制度の一部改正

警察側度の民主化

地方分權化を目標とした警察法が施行されて既に三年有余を經過した。その間新警察制度に對して色々の批判があつたが同法施行の經驗に徴して、警察力の强化とゝもに警察部門を一層能率化するために今國會に於て警察法の一部改正が行われた

一、國家地方警察の改正

イ、警察官の五千人増員

現行法において國家地方警察の警察官の定員を三万人以内と定めてあつたのを管區警察學校及び警察大學に在校する者があつて實人員二万五千人以内となるので在校する五千人を定員外として實人員三万人として警察力の増大をはかつた

ロ、自治体警察の區域内での権限行使

都道府縣知事は治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があるときは國家地方警察にその都道府縣内の市町村警察の區域での事案を處理させることを當該都道府縣公安委員會に要求することができることゝなつた

ハ、その他

都道府縣の公安委員會の委員の欠格事由地域的特例警察官の權限等が法文化された

二、自治体警察についての改正

(1)、町村警察の廢止及び再設置

改正法では町村警察の廢止及び再設置について規定が設けられた。此が今回の改正の中で最も直接我々に關係のある規定とも云えるもので、改正前の警察法によると、市及び人口五千以上の市街的町村は自治警察を維持しなければならないことになつていたが、小規模の自治体に警察を維持させるかどうかの問題は財政人事、警察活動の面から警察法施行の初めから各方面でも色々論議された問題であつたので、これに對して解決の方法として町村(市は除く)は住民投票によつて警察を維持しないことゝきめる事ができ、また警察を維持しないことゝした後で再び警察を維持することも出來るようになつた

イ、住民投票の發議

警察維持の問題を住民投票に付することを發議するには二つの方法がある(第一〇條の三第一項)

その一　その町村議會で警察を維持しないこと又は再び警察を維持する事を住民投票に付することを議決することであり、議決があると議長はその日から三日以内にその旨をその町村の選挙管理委員會に通知する

その二　町村の住民で町村議會の議員の選挙權を有する者がその總數の三分の一以上の連署を以つてその代表者によつてその町村の選挙管理委員會に對して住民投票を請求することである

代表者による請求の場合は大体地方自治法に基く條例制定、または職員若しくは長のリコールの請求の手續と同様である。詳しい事は町役場へ問合せられたい

ロ、住民投票の手續

A　住民投票は町村議會の議長から通知があつたとき、又は請求代表者から請求のあつた日から六十日以内に行われる

B　投票に関する選挙運動については公職選挙法の規定を準用し一定の選挙運動が制限禁止される

ハ、住民投票の結果が判明した後の措置

選挙管理委員會は投票の結果が判明したときは、直ちにこれをその町村議會の議長又は請求代表者及び町村長に通知し且つ公表する

警察を維持しないこと又は再び警察を維持することの投票の結果は投票で有効投票の過半數の同意があつたときに決定する決定のあつたとき町村長はこの旨を國家公安委員會を經て内閣總理大臣に報告しなければならない内閣總理大臣はこの報告を受けたときはその旨官報に告示する

そこで實際にいつ警察が國家地方警察又は自治体警察に移るかというと例年ならばその年の十月三十一日までに内閣總理大臣に對し報告した町村は翌年の四月一日にこれが行われる

但し今年に限り九月三十日までに右報告のあつた町村は今年の十月一日から警察の移動が行われるのである

2、一たん住民投票を行うとその後二年間は住民投票はしない

町村警察を維持するかどうかについて右の住民投票が行われた場合はその投票のあつた日から二年間は住民投票を請求することができず、また町村議會は住民投票に付する旨の議決をする事が出來ない

三、組合警察に關する措置

イ、人口五千以上の市街的町村以外の町村で市に隣接する町村が市と組織する組合警察

從來國家地方警察の管轄區域に屬していたが今度參議院の修正により法第四十條の二の規定に挿入されて、それが市に隣接していて公共の秩序の維持の上でその市と密接な関係を有する場合には住民投票でその市と組合を組織して共同で警察を維持することが出來る

この町村の區域は政令で告示される

ロ、組合警察を組織する町村が警察を維持しなくなる場合の措置

右の場合の組合警察については関係町村は住民投票によつて警察を維持しないことを定めてこれから離脱する

ハ、自治体警察吏員の定員の枠を外した

改正前の規定によれば自治体警察吏員の定員は地方的要求に應じて各自治体が條例でこれを決定するか、總定員九万五千を超えてはならないことになつていたが自治体警察の建前からその自治体それ〴〵の事情によつて自らこれを決定することが出來るようになり人員の制約が撤廢された

四、國家地方警察と自治体警察に共通する事項の改正

1、公安委員の資格の緩和

都道府縣及び市町村の公安委員會の委員の選任資格要件を緩和して任命前十年間において職業的公務員の前歴のない者(但し警察職員檢察職員及び警職業陸海軍人には十年間の制限はない)

2、犯罪の情報交換に関する規定

國家地方警察と自治体警察は相協力して國内治安の保持に當らなければならないので相互に犯罪に関する情報を交換するものとした

3、市町村警察吏員の援助行爲の規定について

これまで警察間の相互援助については國家地方警察の警察官が行う場合にしか明文がなかつたので今回都道府縣又は他の市町村の公安委員會から援助の要求があればその要求した公安委員會の管轄區域内でも職權を行うことができる

4、警察の相互援助の場合の費用負担區分

國家地方警察が市町村警察を援助した場合は國庫負担とし國家地警警察の要求によつて市町村警察を援助した場合はその市町村の區域外で援助に直接要した費用は國庫負担とし又これが負傷い疾病にかゝり退職死亡したときも國が補償を行う

5、其の他

犯罪の捜査等についての管轄區外の職權行使管轄の變更に伴う警察用財産物品の處理

町村が警察を維持しなくなつた場合の職員の取扱が明にされた

水巻町財産及び營造物條例

（其の一）

第一條　財産の取得管理及び處分並びに營造物の設置管理及び處分に関しては法令その他別に定めがあるものゝ外この條例の定めるところによる

第二條　本條例に於いて財産と稱するは不動産並びに左に掲ぐる動産及び權利を謂う

一、船舶
二、病院
三、自動車車樂施設
四、學校
五、下水道事業施設
六、運動場
七、火葬場
八、公會堂
九、公民館
十、質屋
十一、公園
十二、市場
十三、墓地
十四、廣場
十五、共同作業所
十六、授産所
十七、保育所
十八、託兒所
十九、住宅
二十、じんかい處理場
二一、金融事業施設
二二、三〇〇坪を超える土地並びに一〇〇坪を超える建物、又は見積價格五十万円を超える財産
二三、其の他町長が重要と認めるもの

第三條　財産を分けて左の三種とする
一、基本財産及び積立金、基本財産及び積立金に関しては別にこれを定める
二、公用財産、直接公用又は公共の用に供し又は供するものと決定したもの
三、普通財産、前各號に該當しないもの

第四條　基本財産及び積立金に関しては別にこれを定める

第五條　公用財産は賣却、交換、譲渡、貸與をし若しくは出資の目的とし又は之に私權を設定することができない。但しその用途又は目的を妨げない限度においてその使用又は收益をさせることはこの限りでない

第六條　普通財産は賣買、交換その他の方法によりこれを取得、若しくは處分し、又は貸付け、若しくはこれに私權を設定することができる

㊀　普通財産は議會の議決を經た場合に限りこれを出資の目的とすることができる

第七條　左に掲げる財産の取得又は處分及び營造物の設置、又は處分は地方自治法(以下法という)第九十六條第一項第七號の定めにより議會の議決を經なければならない

一、上水道事業施設
二、病院
三、自動車事業施設
四、學校
五、下水道事業施設
六、運動場
七、火葬場
八、公會堂
九、公民館
十、質屋
十一、公園
十二、市場
十三、墓地
十四、廣場
十五、共同作業所
十六、授産所
十七、保育所
十八、託兒所
十九、住宅
二十、じんかい處理場
二一、金融事業施設
二二、三〇〇坪を超える土地並びに一〇〇坪を超える建物、又は見積價格五十万円を超える財産
二三、其の他町長が重要と認めるもの

第八條　設置せられた左に掲げる財産又は營造物の獨占的な利益を與えるような處分、又は十年を超える期間にわたる獨占的な使用の許可は、法第二百十三條二項により議會の同意を得なければならない

一、上水道事業施設
二、病院
三、自動車事業施設

第九條　第七條第四號乃至第十二號に掲げる財産及び營造物の獨占的な利益を與えるような處分又は十年を超える期間に亘る獨占的な使用の許可は法第二百十三條第二項の規定により議會において出席議員の三分の二以上の同意を得なければならない

(以下次號)

泥浪の美田

町内をおそつた水害

相田あけとは眉の上のこと、尖月九日より盛んに降り續いた豪雨は十年振りといわれ、殆んど全國的に大被害を見舞つてようやく晴れたが、當町に於ける水害の狀況、結果等は比較的不幸中の幸に數えられるものであつたといえよう

平素から水に惠まれた當町では國營による臨落等から大水害を豫想され、田植えを終えて一息ついた農民のまゆをせばめていたが、前手して未完成であつた特別緊急排水事業は、曲川中央の一部改修と机堰筒場工事とをはゞ完成近くしていたため、徑一二〇〇粍堰筒二基を運轉して排水につとめ得た。又曲川下流の鯰瀬水門は建設省に於いて直營施行されて完成し、海水の侵入を防ぎ他方町内各小河川の堤防がガシガつてくれた九日午前九時、曲川唐の船橋、机ポンプ場ではそれぞれ〇、四〇米の増水をみたが、これは曲川を中心とする一帶の平均増水を示し町内冠水地は四十余町に及んだ。就中、古賀部落の一部は海面よりも低いとさえいわれ、全田植付面積の九〇%が冠水、豬熊でも七八町歩の美田が水底に沈んだ。

一方吉田片山附近でもポンプ放障の爲に水引き悪く筑豐線ガード下繰りは馬車も通えぬ深さ、宮尾、車取し方面でも堀川の両流が怒つて溢れ、御輪堀では鯰漢川セメント溝橋がひんまがつて、そこ、ここから水が洩れる狀態であつた

最大水位は十四日午後より十五日朝に至る稀有の降雨に依るもので十五日二十時頃、遠賀川本川の水位は四、二五、町内一、八五米となり町内ですら常時よりざつと一、〇五米程増水し、家屋、耕地、道路其他に與いかかつたわけである

水害の概況は次の通りである

水田　約一九〇町歩
畑　二八町歩
浸水家屋
床上　一二四戸
床下　七一二戸
家屋倒壊　一戸

町當局としては十七日机ポンプ座についての協議會十八日水害對策協議會、十九日水害後の衛生についての懇談會を開き、交通のとだえた部落間に舟を用意し、消防團員二四名を繰出す等災害豫防に万全の態勢を整え災害後に來るべき傳生等の問題にも充分な用意をはかつた。なお頃末大平部落は國道、社線（至折尾）に囲まれた低地の爲冠水し居住者達は頃末校跡鯰で不便な生活を送つた

當局談

思いがけぬ降雨見だつた。出來るだけの手を盡して努力はしたが、鯰淵堀の方々には心からお見舞を申したい。當局としてはなお災後の對策に努力しこの貴重な体驗を基に充分今後に備えたい

（写真は片山）

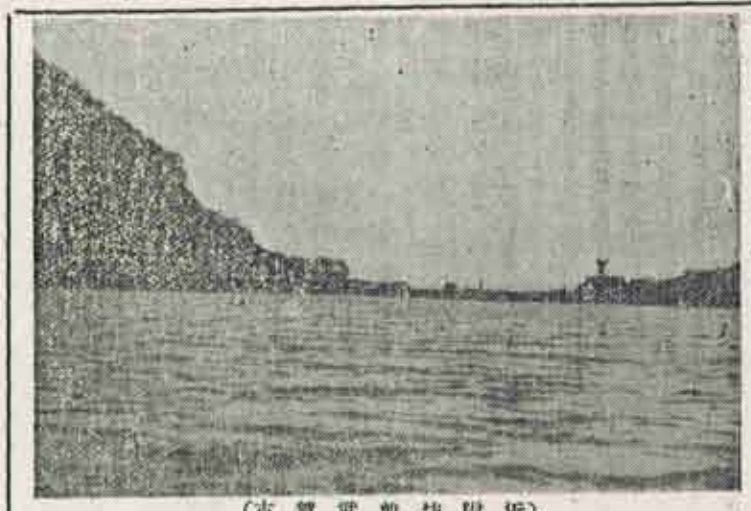

（近附坊前武賀古）

社會教育研究大會開かる

文部省、縣教育委員會主催の第五回社會教育研究大會は本年は當水巻町に於て八月二、三日の二日間糸島、伯耆、宗像、鞍賀、鞍手、筑紫六郡の地区を集め開かれる

参加者は社會教育關係者で直面せる社會教育の諸問題を巡つて相互研究が種々な形式で行われる

今や公民館の運營は全國的な世論にまで發展している

公民館の正しい運營は日本民主化の原動力であるといつても過言ではあるまい、水巻町の公民館活動に理解と明確なる回答を胸間に抱かれる一般町民の體驗を聞かれる公民館では新鮮している

清汗を流す法悦

ひのきしん作業へ參集を

去る七月一日午前九時より午後五時迄、ひのきしん隊五十名は出されて、お互の心の汚れを洗い清め、清汗の中に輝く心の玉を磨いて、精神更正の一助に役立たせて頂くのが宗教家の使命であるとぎ作業を行いました。亦、神前に「感を忘れてひのきしん」「もつことにのうてひのきしん」「ふうふそろつてひのきしん」と申されて居りますが、とかく苦しい日々の生活の中にも、汚れなき神の心をもとめて奉仕の悦びを感じて生きれば明るい個人となり、明るい家庭を生じ明るい町、明るい國を建設することもいちだんと速められるのではないでしよう

ひのきしん作業は毎月第一日曜（雨天は第二日曜）に挙行させて頂きますので一人でも多くの方の御參加を希望して止みません

―天理教誠心會遠賀支部

水巻班員―

去る七月一日の清汗を流して美化されました

一日の清汗を流し、ひのきしん作業に參集された道路側を眺めたとき、疲れ切つた心に深い法悦を覺えました

神前に「水と神とは同じこと」と申されて居ることが思い出されて、お互の心の汚れを洗い清め、清汗の中に輝く心の玉を磨いて、精神更正の一助に役立たせて頂くのが宗教家の使命であるとぎ作業を行いました。亦、神前に「感を忘れてひのきしん」「もつことにのうてひのきしん」「ふうふそろつてひのきしん」と申されて居りますが、とかく苦しい日々の

陸上競技　麦の祭典迫る

日本の陸上競技の記事が載れているこの頃、水巻に於いても漸く遠賀郡町村からチャンピオンを出して華々しい祭の祭典が展開される。これは來る八月二十六日、かねてから準備中であつた遠賀郡体育協會が結成されることになり、その記念行事としての陸上競技大會である

競技の場所には水巻中学校の運動場が當てられるが、當日の種目は次の通りである

一、リレー
小学校對抗四〇〇（男女　男子　百　四百　千五百
中学校對抗八〇〇（男）
か　四〇〇（女）
高校（町村對抗）
八〇〇（男）
女子　百　走幅跳　走高跳
砲丸
スエーデン
青年團男女　女子四〇〇）除學生
五千　走幅跳　走高跳
砲丸　円盤　ヤリ投げ

なお、出場申込は各町村公民館主事宛（公民館主事は赤星忠臣）で八月十日迄に〆切るが、申込方法は左記の通りである

方法

一般男女　八〇〇
事務場又は職域對抗
女子　四〇〇
地域對抗（含高校生）
二、オープン競技
△リレー　各種目共
選手名　所属及補欠一名
△オープン競技
種目　氏名の外　各目の最高保持記録

公民館便り

去る七月廿四日高尾区公民館で定例分館會議を開催、農業期の爲か出席は六分程であつたが高尾区分館の充實せる運營は出席分館をして水巻一番と賞讃させ他分館の模範として仰がれた入日定例分館會議は梅ノ木分館である

日程　水巻會場の分

第一日目　司會者（賀瀬）白石所長			
時間	方法	題目	
一〇、〇〇		開會式	
一〇、一〇	演説	社會教育の方針	
一一、一〇		全体質疑	
一一、〇〇		中食	
一二、四〇	討論式	社會教育の具体策	
一四、四〇	講習式	社會教育を盛んにするには	
一五、三〇	実験発表	かくして社會教育を建設した	
一五、三〇	休憩		
一六、三〇		レクリエーションの在り方と實際	

第二日目　司會者（　　）			
時間	方法	題目	
一〇、〇〇		村づくり運動と社會教育	
一二、〇〇	陪討式	社會教育関係者の上の諸問題	
一二、〇〇	講論	中食	
一二、四〇	会科分	社會教育関係体験談	
一四、一〇		◎プログラム	
一四、一〇		◎評議	
一四、一〇		◎青年團活動	
一四、一〇		全体討議	
一五、四〇		Recreation Meeting	
一五、五〇		評價	
一五、五〇		閉會式	
一六、一〇			

納稅貯蓄組合法について

はしがき

皆さんがすでに御存知のように、わが國における租稅制度につきましては、終戰後昭和二十二年度以來申告納稅制度を廣く採用することゝなり、其の後シャウプ勧告の線にそつて國民の租稅負担の軽減とその合理化を図るために、昭和二十四年末以來引續いて大きな改正が行われてきたのでありますが、一方租稅の納入狀況をみますと未だなお戰前の狀態に復帰せず現在なお巨額の滯納を擁しているとも必要とする諸施策の裏付となる國家及び地方財政の運營に支障をきたすこととなるので從來とも納付成績の向上、改善については、いろ〳〵と對策が講ぜられてきたのであります。申告稅制度の採用は納稅者自身におかれて正確な申告をすることゝ納期限内に自主的に納付を完了し納稅義務を果すことを前提とした制度でありまして納稅者に對する信頼感を第一の基礎としておるものであります

この意味において「儲あれば蓋なし」という諺にあるもが如く納稅者各位が自主的に結合して納稅資金の貯蓄に関する團体を結成して平素から納期に到つて納付すべき租稅について貯蓄をしておく制度を認めこれらの團体に對する法律上の基準を明示し、且つ若干の助成を講つてその活動を活潑ならしめようとする意圖において納稅貯蓄組合法の制定公布をみた次第であります。すなはち納稅貯蓄組合法は本年四月十日付法律第百四十五號をもつて公布され、同法施行令については同日付政令第九十九號をもつて公布され、即日施行となつた次第でありまして、これは今回國稅徴收法の改正によつて徴收方法に関する諸措置の改善がなされたことゝ相まつて申告納稅制度に對する恒期的な意義をもつものであります

從來これらの納稅のための團体については、昭和十八年三月に法律第六十四號をもつて施行された納稅組合法においてこれを法的に認めていたのでありますが終戰後これらの組合は、本來の目的をやゝもすると逸脱し企業組合的な色彩を帶び、單に納稅を容易且つ確實ならしめるためのものにとどまらず、組合員のための課稅の交渉團体化する色彩を帶びそのため種々の弊害が現われたので昭和二十二年十一月に法律第百四十二號をもつてこの法律を廢止し爾後これらの組合については政府においても全然積極的な助成をすることができず全く有志の結合による任意の組合としてのみ存在するに至つたのであります

しかしながらこのような納稅のための團体を結成して平素から一定金額づつ日掛、月掛等の方法によつて常に納稅資金の蓄積を図ることは納期に到つて租稅の納付を容易且つ確實ならしめるために極めて緊急なことであり、納稅者自身のためにもなることなので近時益々これらの自主的團体の結成の機運がたかまりつゝあるところであります

よつて國民各層の強い支持により今回納稅施設法當時の弊害を除去した民主的な納稅貯蓄組合法が制定されるに至つたのであります

そしてこの納稅貯蓄組合法によりまして從來の自主的な團体も組出によつて法律上の組合となり得、その組合員の方々はこの法律に定められたところの特典を受けることができることになつたのでありまして今後の納稅狀況の改善に寄與するところ大なるものがあると期待しておるのであります

そこで先づこの納稅貯蓄組合法の解説とかつ結成後の組合運營について述べ皆様の御參考に供したいと存ずる次第であります

第一　納稅貯蓄組合とはどんなものをいうか

納稅貯蓄組合は次のいずれにも該當する團体をいうのであります

一、構成員は、個人であると、法人であるとを問はない

二、單位は、一定の地域又は勤務先とする

三、組合、法人格を有していると否とを問わない

四、業務の目的はその組合員の租稅納付のための納稅資金の貯蓄のあつ旋其の他納稅資金の貯蓄についての必要な事務を行うこと

五、以上のような組合でしかもその組合の代表者又はこれに準ずる者がその主たる事務所の所在地を管轄税務署長、郡道府縣知事及び市町村長に届け

（以下四面へ續く）

出をしたものであります

そこで納税貯蓄組合を結成するには先ず加入脱退について何等の制限のない自由な立場における有志をきう合することがその第一歩でありますが、この法律においては前にも述べたように同業組合のような特定の業者のみに資格を限定することは許されないのであります、しかしながら一定の地域又は勤務先を単位とする場合に於て、たまたま加入の希望を有するものが同業者のみであつてもこの場合は差支えないものと解されます。但し従前の納税施設法當時と同に弊害の生ずる虞がある場合はこの限りではありません

次に團体の規約を作成することであります。この規約で規定する事項については特別の定めがなく、任意でありますが、組合の名称主たる事務所の所在地、業の目的等の程度の内容を含むことは當然であるかと思われます。かくして結成した團体についてはその規約の謄本三通をその團体の代表者又は世話人（これらの者を必らずしも定める必要はありません）がその團体の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長と都道府縣知事及び市町村長にそれぞれ宛ててその三通をそのうちのいづれかに一括して提出していただかねばなりません。若しこの届出を怠りますと本法にいうところの納税貯蓄組合とならないのであります

従つて右の届出をしない場合にはたとえ納税貯蓄組合と同じ内容をもつ團体であつても本法の對象とするところではなく助成の方途も失われるのであります。しかしながらこれらの届出をしない組合の結成を禁止するとか又はこれらの凡ての組合に届出の義務を課しておらないことはもちろんでありますが、右の届出をしない團体は納税貯蓄組合又はこれに類似する名稱を用いることが禁止されており、又政府による助成措置の對象とはなり得ないのであります

次に本法施行の日（本年四月十日）現在において納税貯蓄組合又はこれに類似する名稱を用いている組合は本法施行後一ヶ月以内にその届出をしなければ前に述べた無届の團体と同様にその後はその名稱を用いることが出来ないことゝなつておりますから、その届出をされまして本法による納税貯蓄組合となられるよう期待します

なお前記四にいう租税とは、國税と地方税（何れも本税に附加されるものを含みます）をいうのであります

第二　組合とはどんなことをするか

組合の業務の目的は前に述べたように組合員の租税の納付のための納税資金の貯蓄の斡旋その他納税資金の貯蓄についての必要な事務を行うことであります。そのあらましをのべますと組合員の委任に基いて㊀貯蓄すべき金銭の取りまとめ㊁これが預入先の金融機関の選定㊂選定した金融機関への納税資金の預入㊃その預金の證書又は通帳の保管㊄納税告知書又は納付書等の納税に関する書類の交付を受けて預入先の金融機関への納付委託㊅納税及び貯蓄に関する知識の普及徹底㊆組合員以外の者に對する當該組合の内容の普及による組合の擴充等をいうのであります。これらの全てを同時に行う必要はなく、どれを行うかは組合員の職域に於より決定されるべきであります

納税資金の貯蓄及び納付委託の方法）

㊀ 預貯金の取扱について制度を設けたのは組合の役員又は事務取扱者等による預貯金の不正利用を未然に防止し併せて納税資金の亡失の機會を根絶しようとする理由から、納税貯蓄組合がその組合を通じて納税資金を貯蓄する場合には、組合又は組合代表者名義による一括預入制度を採じ必ず組合員別の口座によりこれを納税貯蓄組合預金又は郵便貯金にしなければならないということにしたのであります

實際問題としては納税資金の貯蓄に関する事務は組合員の委任を受けて組合の事務員又は輪番制等によつて組合員が行い、且つ預貯金の通帳又は證書を組合事務所等に預けておかれる場合があるかと思はれるのでありますがこれらはあくまでも當事者間の信頼に基く自由な契約によるべきものでありまして法律では組合名義又は役職員名義による預貯金についてはこれを禁止したものであります、こゝにいうところの納税貯蓄組合預金とは、納税貯蓄組合員であるものがなす納税資金の預貯金で日本銀行以外の凡ての銀行、無盡會社信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合等に對してなした預金又は貯金をいうのであります

そして納税貯蓄組合預金の利子については一定の場合に所得税が非課税となりますのでその取扱を明瞭にするため組合員の預貯金をする金融機関に對して一番最初にその組合員の預金を預入する場合には現金にそえて規約の謄本を提出した税務署長、都道府縣知事又は市町村長から當該組合が納税貯蓄組合である事の證明書と組合員名簿を呈示し組合員の預貯金通帳又は證書のそれ〳〵について納税貯蓄組合預金である旨の表示を受けなければなりません。また組合に新規加入者があつた場合にはその旨をその金融機関に通知して同様の表示を受けなければなりません

（註）組合から脱退した者があるとき及び組合が解散した場合にはこれに準じた方法により金融機関に通知して前に遡べた表示を抹消して貰わなければなりません

㊁ 組合員が納税貯蓄組合預金から納税に充てようとするとき及び組合が納付書又は納税告知書等を預入先の金融機関に提出して納付の委託をすることができます（この場合において金融機関は納税貯蓄組合預金の通帳又は證書に當該拂出金額としてその旨を記載しなければならない）

右の納税の委託をするかどうかは預貯金者の自由でありますが若しも右の委託をしないで自分自ら納めるつもりで引き出した金額についてはたとえ實質的には納税貯蓄組合預金であつても、その利子について所得税が課せられることゝなるのでありますから、實際問題としては自分で納付される場合でも又組合員の委任を受けて組合で取りまとめて納付する場合でも預入先金融機関による委託納付の方法をとられることが便利でもあり賢いもないと思います

また郵便貯金については從前から免税になつていますのでその窓口において納税に充てられることにつき法律上は特別の規定をなす要はなく從つて省略してあります

第三　組合及び組合員の活動制限

㊀ 組合は組合員の加入脱退を制限し又は組合員の職務につき監督をしてはいけない

納税貯蓄組合はすでにしばしば述べたとおりあくまでも國民の自由な意思に基づいて組織することを本旨とするのでありますから納税者に對してその加入脱退について強制又は制限をするとか又は組合員の職業上のことについて監督を加えるとか納税貯蓄以外のことについては一切監督を加えるような行爲をしてはならないのであります

㊁ 組合又は組合員は自己以外の課税に関與してはならない

課税交渉國体的なものとなることを防止するために納税貯蓄組合又はその組合員は自分に関する場合は勿論組合員が他人の税務代理士の資格において納税資金の預入㊃その組合員の爲に又は甲組合員が乙組合員の爲に組合長であるとか納税部長であるとかいう地位を利用して、組合員各人が行わなければならない所得税の確定申告の課税標準は何様を記載して申告しなければならないとか又何様に訂正すべきであるとかの干渉は絶對にできないとともに、組合員に對してなされる租税の賦課について税務署又は地方公共團体に對して何様に更正決定をすることが相當である等の課税に関する関與をすることもできないのであります。しかしこのことは税務代理士がたまたま組合員であつた場合には他の組合員の委任によつてその